

庁議(政策会議) 案件申込書

申込日 平成30年 1月 29日

案件名	コミュニティ・スクールモデル校の導入について																							
所管	教育	局 区	学校教育	部	学校教育	課	担当者		内線															
概要	<p>新学習指導要領において、学校と地域が一体となった教育を進めていく視点が示されており、今後、社会に開かれた教育課程の実現を図っていくことが求められている。さらに、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の法改正(第47条の6)により、コミュニティ・スクールの設置が努力義務となった。</p> <p>以上のことを踏まえ、コミュニティ・スクールのモデル校の導入について諮るもの。</p>																							
審議内容(論点)	モデル校の導入について																							
実施計画の位置付け	あり	施策番号及び 実施計画事業名	施策16 学校教育の充実 地域教育力活用事業																					
審議(希望)日	関係課長会議	平成29年	10月	12日	政策調整会議	平成30年	1月	26日																
	局・区経営会議	年	月	日	政策会議	平成30年	1月	30日																
日程等調整事項	条例等の調整	規則 制定あり	議会上程時期			なし	報道への情報提供		なし															
	パブリックコメント	なし	時期		議会への情報提供		なし																	
	審議会等、協議会等の設置	なし	個人情報の目的外利用等		なし																			
検討経過等	関係部局との調整		関係部局名等		調整項目		調整状況																	
			情報公開課		審議会等の在り方について		調整済																	
			職員課		非常勤特別職について		調整済																	
			総務法制課		学校運営協議会規則について		調整中																	
	打合せ・会議の経過																							
<table border="1"> <thead> <tr> <th>月日</th> <th>会議名等</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H29.9.25</td> <td>教育行政調整会議</td> <td>コミュニティ・スクール(学校運営協議会)の導入について</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>										月日	会議名等	内容	H29.9.25	教育行政調整会議	コミュニティ・スクール(学校運営協議会)の導入について									
月日	会議名等	内容																						
H29.9.25	教育行政調整会議	コミュニティ・スクール(学校運営協議会)の導入について																						
備考																								
政策調整会議の結果等	原案を		上部庁議へ付議する。				(政策会議)																	
これまでの庁議での主な意見	<p>【関係課長会議】 学校評議員制度はどうか。 コミュニティ・スクール導入校については、学校評議員制度から学校運営協議会に移行させたいと考えている。</p> <p>学校運営協議会における地域住民とはどのような方を想定しているか。 元PTA役員等を想定しており、校長の推薦者を委員として教育委員会が任命する。</p> <p>【事務事業調整会議】 委員報酬が年額になっているがなぜか。 委員の活動は、協議会や地域での実活動など多岐にわたるので、日額での支払いが難しいためである。 学校運営協議会の委員に校長や教職員が含まれる想定だが、文部科学省から方針が示されているのか。 示されている。 学校運営協議会では、具体的な取り組みと運営方針のどちらを協議するのか。 両方を協議する。</p> <p>【政策調整会議】 ○学校運営協議会委員に地域住民が含まれることから、学校と連携し、事前に自治会や民生委員等との調整を進めてもらいたい。 ○学校運営協議会委員には、保育園、幼稚園、こども園等の職員も含まれるのか。 今回のモデル校では想定していないが、今後委員になることも考えられる。 ○財源の確保については、国の動向を踏まえて対応されたい。 ○学校運営協議会委員は非常勤特別職とのことだが、モデル期間のみか。 新地方公務員法においても、非常勤特別職として位置付けられている。</p>																							

事案の具体的な内容

(1) 事案の概要

社会の動向や教育環境を取り巻く状況から、社会総掛かりでの教育の実現が不可欠であり、コミュニティ・スクールの導入が求められ、法改正により努力義務化された。

コミュニティ・スクールは学校運営協議会を設置している学校であり、「地域とともにある学校」づくりをめざすための仕組みとして、学校長の提示する学校運営方針や学校の諸課題等について協議し、目標やビジョンを共有する制度である。

コミュニティ・スクールの導入により、学校運営協議会で協議された目標やビジョンの実現に向けて、保護者や地域住民も当事者となって、協働活動や創意工夫のある教育活動を行うことができる。子どもの学びや体験活動が充実し、地域の方々にとって学校がよりどころになる等の様々な成果が上げられている。

そこで、本市においても平成30年度よりコミュニティ・スクールモデル校を導入し、3年間のモデル期間で本市の教育的課題の解決に向けて取り組む。

(2) 事業実施による効果

- ア 小・中一貫カリキュラム等による小中一貫教育の実現
- イ 地域・企業との連携等による児童生徒のキャリア形成
- ウ 学習ボランティア等による学習支援、学びの場の提供などによる児童生徒の学力向上
- エ 中1ギャップの解消
- オ 地域諸行事の参加促進による児童生徒の地域への関心の向上

(3) 本市のコミュニティ・スクールのスタイル

- ア 設置の形
 - ・中学校区を1つの単位として学校運営協議会を置き、小中一貫教育を推進する。
- イ 委員の人数
 - ・20名以内 非常勤特別職職員として、教育委員会が任命する。
- ウ 委員の職務内容
 - ・協議会の参加、地域住民等との連絡調整、地域ボランティアの確保、活動の企画・調整・運営等
- エ 協議会の開催数
 - ・年間8回～10回程度を想定

(4) モデル校の選定

- ア モデル校の数
 - ・3中学校区(各区に1つ)
- イ 選定の基準
 - ・小中連携事業の取組、本市教育的課題の解決に向けた取組、学校運営協議会の構成員の候補の有無等を総合的に勘案し、抽出して指定

(5) 事業経費・財源

- コミュニティスクール経費 計825,000円 (一般財源)
- ・運営協議会委員報酬:年間12,000円×13名×3校=468,000円 教育委員会規則で規定
 - ・消耗品費:20,000円×3中学校区=60,000円
 - ・ボランティア謝礼:1,000円×80回×3中学校区=240,000円
 - ・研修費等(講師謝礼・講師旅費・会場使用料) 57,000円

(6) 事業スケジュール

- 平成30年 2月 コミュニティ・スクールモデル校選定開始
 - 3月 学校運営協議会規則制定
 - 4月 モデル中学校区の指定(代表校として中学校に学校運営協議会を置く)
準備、調整等が整い次第事業を開始する)
 - 平成31年 4月 中学校区としての学校運営協議会本格実施
 - 平成32年 4月 課題解決に向けた取り組みと検証
 - 平成33年 3月 モデル事業終了
- モデル事業の検証を踏まえ、全校設置を視野に入れて検討をする。

庁議(政策会議) 案件申込書

申込日 平成30年 1月 29日

案件名	マイナンバーカード活用事業の実施について										
所管	企画財政 市民	局 区	企画	部	企画政策 区政支援	課	担当者		内線		
概要	<p>現在、マイナンバーカードの「マイキー」部分を活用した便利な暮らしと地域活性化を推進するさまざまな方策が検討されている。</p> <p>その方策の1つとして、国において「マイキープラットフォーム」の仕組みを構築し、平成29年9月から始まった実証事業への参加を求められている。</p> <p>本市としても、参加することにより地域活動の促進や地域経済活性化などの効果が見込まれるため、マイキープラットフォーム構築実証事業への参加及びその対象事業について定めるもの。</p>										
審議内容 (論点)	<p>マイキープラットフォーム構築実証事業への参加について</p> <p>(仮称)さがみはらポイント対象事業について</p>										
実施計画の 位置付け	なし	施策番号及び 実施計画事業名									
審議(希望)日	関係課長会議	平成30年	1月	24日	政策調整会議	平成30年	1月	26日			
	局・区経営会議	年	月	日	政策会議	平成30年	1月	30日			
日程等 調整事項	条例等の調整	要綱 制定あり	議会上程時期			報道への情報提供			資料提供		
	パブリックコメント	なし	時期			議会への情報提供			資料提供		
	審議会等、協議 会等の設置	なし	個人情報の目的外利用等			なし					
検討経過等	関係部局名等		調整項目				調整状況				
	関係部局との 調整	市民局(市民協働推進課)、健康福祉局(地域福祉課、地域包括ケア推進課)		地域活動ポイントの付与について				調整中			
		保健所(健康増進課)		健幸ポイントの付与について				調整中			
		経済部(商業観光課、農政課)		ポイント利用への参加について				調整済			
	打合せ・会議の経過										
	月日		会議名等			内容					
H29.8.28		社会保障・税番号制度連携調整会議			マイキープラットフォーム構築実証事業に対する本市対応について						
H29.12.25		個人番号カード活用検討部会			ポイント付与及び利用する事業について						
H30.1.11		個人番号カード活用検討部会			(仮称)さがみはらポイントの概要について						
備考											
政策調整会議 の結果等	原案を		上部庁議へ付議する。				(政策会議)				
これまでの 庁議での 主な意見	<p>【関係課長会議・事務事業調整会議】</p> <p>対象とする活動について、清掃活動なども含まれているが、ポイント付与の対象となるのは役員だけで、参加者は対象にならないか。</p> <p>事業開始する平成30年度においては、企画立案などを行う担い手を対象としているが、今後事業促進に向け、参加者への適用も検討していきたい。</p> <p>今後の検討事項として、このような仕組みが始まる中、各部局でポイント付与や現金支給を行っている事業について、整合性や統一化を検討すべきであると思う。</p> <p>マイナンバーとの関係について、今回の事業は、カードを活用するのであって、マイナンバー自体は使用しないということで間違いはないか。</p> <p>そうである。しかし、実際に事務を行う際にはカードを取り扱うことになるため、職員や商業者等には、マイナンバーを取得することがないように周知徹底する。</p> <p>【政策調整会議】</p> <p>実際利用する際の手続きや、必要となるものは何か。</p> <p>インターネットに接続できる端末とカードリーダーを用い、マイキーIDを作成する必要がある。</p> <p>実証事業期間やその後の取扱について、国から示されているのか。</p> <p>示されていない。</p> <p>(仮称)さがみはらポイントの愛称を検討したらどうか。</p> <p>今後検討していく。</p>										

事案の具体的な内容

1 本事案の概要

現在、マイナンバーカードの「マイキー」部分を活用した便利な暮らしと地域活性化を推進するさまざまな方策が検討されている。その方策の1つとして、国において「マイキープラットフォーム」の仕組みを構築、各自治体は昨年9月から始まった実証事業への参加を求められている。

本市としても、参加により地域活動の促進や地域経済活性化などの効果が見込まれるため、マイキープラットフォーム構想実証事業への参加及びその対象事業について定めるもの。

2 国におけるマイキープラットフォーム構想の概要と目的

マイナンバーカードのICチップに搭載されている「公的個人認証」の機能、いわゆる「マイキー」部分は、マイナンバーを使用せず、国や自治体などの公的機関のほか、民間も利用することができる。

この「マイキー」部分を活用し、便利な暮らしと地域活性化を推進するさまざまな方策が検討されているが、その方策の1つとして、利用者カードを必要とする各種サービスと呼び出す共通の手段となる「マイキープラットフォーム」等の仕組みを構築し、マイナンバーカードを活用して住民の利便性と地域の活性化を図るもの。

(1) 自治体ポイントの付与

各事業で付与している行政ポイントを、自治体ポイントとして共通化・デジタルポイント化するもの。ポイントは市内の商店や地元産物のオンラインでの買い物に利用できる。

(2) 地域経済応援ポイント

クレジットカードで買い物をした場合に付与されるポイントや航空機に搭乗した場合に付与されるマイレージを「地域経済応援ポイント」として、全国のどの自治体ポイントにも交換でき、(1)の自治体ポイントとも合算が可能。ポイントは、交換した自治体での買い物や施設利用料として利用できる。

上記2点のほか、図書館などの利用者カードとしての活用が可能。

3 本市において実施する事業

(1) (仮称)さがみはらポイントの付与

ア 地域活動ポイント

市の政策との関連が深く公益性の高い防災、防犯、交通安全、環境美化、地域福祉などの安全・安心なまちづくりに資する活動に対して付与する。

イ 健幸ポイント

さがみはら健幸ポイント事業のインセンティブメニューに加える。

(2) (仮称)さがみはらポイントの利用

ア 協力商店会又は商店での買い物

相原二本松商店街、ふちのベキララカード会、sagamixでの買い物に利用。

イ オンラインでの産物購入

めいぶつチョイス(オンラインサイト)での地元産物の購入に利用。

4 事業スケジュール

平成29年8月 庁議(実証事業に対する本市対応について)

平成30年1月 庁議(マイナンバーカード活用事業の実施について)

4月 実証事業開始(予定)

・地域経済応援ポイントからの交換

・ポイント利用

7月 (仮称)地域活動ポイント制度開始(予定)

5 事業経費・財源

事業経費：1,700千円

内 訳：地域経済応援ポイント交換分 600千円 (特定財源)

地域活動ポイント付与分 1,000千円 (一般財源)

健幸ポイント付与分 100千円 (一般財源)

6 事業実施による効果

各カード会社等のポイントを自治体ポイントに変換し、地域の商店での買い物やオンラインでの地元産物購入を促すことにより、地域経済の活性化が図られる。また、各活動へポイントを付与することにより、意欲の向上、参加者の増加や自治会加入促進につながる。更には、本事業へ参加するためにはマイナンバーカードが必要となるため、カードの取得促進につながる。

7 今後の検討事項

(1) (仮称)さがみはらポイントの付与及び利用事業の拡充の検討

(2) 公共施設などの利用者カードとしての活用の検討

庁議(政策会議) 案件申込書

申込日 平成30年 1月 26日

案件名	第7期高齢者保健福祉計画(介護保険事業計画部分)に係る介護保険料の改定等について										
所管	健康福祉	局	区	保険高齢	部	介護保険	課	担当者		内線	
概要	第7期高齢者保健福祉計画(介護保険事業計画部分)(以下、「第7期計画」という)の策定に係る介護保険料の改定及び条例の改正等について諮るもの。										
審議内容(論点)	<p>第7期計画の策定について</p> <p>介護保険料の改定について(保険料の基準額及び段階設定)</p> <p>介護保険条例の一部改正について(介護保険料・減免規定・罰則規定)</p>										
実施計画の位置付け	なし	施策番号及び実施計画事業名									
審議(希望)日	関係課長会議	平成30年	1月	16日	政策調整会議	平成30年	1月	26日			
	局・区経営会議	年	月	日	政策会議	平成30年	1月	30日			
日程等調整事項	条例等の調整	条例 改廃あり	議会上程時期		平成30年3月	定例会議	報道への情報提供		資料提供		
	パブリックコメント	なし	時期				議会への情報提供		資料提供		
	審議会等、協議会等の設置	なし	個人情報の目的外利用等		なし						
検討経過等	関係部局との調整		関係部局名等			調整項目			調整状況		
			保険高齢部内関係課			介護保険サービス料の見込みについて			調整済		
			総務法制課			介護保険条例の改正について			調整済		
	打合せ・会議の経過										
	月日		会議名等			内容					
	7月7日		県ヒアリング(1回目)			かながわ高齢者保健福祉計画の改定について					
10月25日		県ヒアリング(2回目)			介護サービス見込み量及び保険料推計について						
12月22日		県ヒアリング(3回目)			介護サービス見込み量及び保険料推計について						
備考	11月9日 政策会議「第7期高齢者保健福祉計画(案)について」(介護保険事業計画部分を除く。)を実施済										
政策調整会議の結果等	原案を		上部庁議へ付議する。					(政策会議)			
これまでの庁議での主な意見	<p>【関係課長会議】</p> <p>各段階の基準所得金額を僅かに上回る人と下回る人の間で、保険料額を差し引いた実質的な収入金額が上下逆転する現象が起きているが問題ないか。</p> <p>介護保険制度発足以来、全国的に基準所得金額による段階設定を行っており、避けられないものであると承知している。</p> <p>今回算出した第7期計画中の保険料額(月額5,800円)が第6期作成時に推計した第7期中の保険料額(月額6,395円)よりも下がった要因は何か。</p> <p>平成28年に介護予防・日常生活支援総合事業が開始したことや、継続的な介護予防事業の実施などに加え、被保険者の自立支援・重度化防止に取り組むことにより、要介護・要支援認定者や保険給付費等の増加率が、当時の推計より抑えられる見込みであること、また、当時は介護保険給付費等支払準備基金の取崩額を考慮していないことが要因である。</p> <p>調整交付金が推計よりも多く、または少なく交付された場合の影響は如何か。</p> <p>多く交付された場合は支払準備基金への積み立てを行う。少なく交付された場合は保険料により差額を補う形となり、支出に対して不足が生じた場合は、最終的には神奈川県介護保険財政安定化基金より借入れを行うこととなる。</p> <p>【関係課長会議・政策調整会議】</p> <p>今回の保険料額改定は全体的に第6期から7.9%増の改定であるが、合計所得金額が120万円以上125万円以下の人たちの年間保険料額は第6段階の基準所得金額の変更(合計所得金額125万円以下 120万円未満)に伴い16,000円(22.5%)増となり、他の人に比べて大きな増額改定となる。理由は何か。また、該当者に対する保険料額の軽減措置等はあるか。</p> <p>第6期計画策定時には見送ったが、第6段階の基準所得金額を国の標準段階における基準所得金額に合わせたため、軽減措置について、全国的に法定減免・生活困窮減免以外の特別の措置はない。</p>										

事案の具体的な内容

(1) 事案の概要

第7期計画の策定について

掲載する内容

- 1 介護保険サービスの提供量の見込み(介護給付サービス・予防給付サービス・地域支援事業)
- 2 介護保険給付費等の見込み(保険給付費・地域支援事業費)
- 3 第1号被保険者の保険料
- 4 介護給付適正化に向けた具体的な取組
- 5 平成37年度に向けた推計(見込量・保険料)

介護保険料の改定について

第7期計画期間内の介護保険サービスの見込量から給付費を推計し、調整交付金や介護給付費等支払い準備基金等を考慮して第1号被保険者の負担分を算出し、計画期間中の第1号被保険者の人数から保険料の基準額を算定

介護給付費等(介護報酬改定率0.54%を反映)

- ・保険給付費 : 1,506億円 (第6期と比べ約22%増)
- ・地域支援事業費: 92億円 (第6期と比べ約61%増)

介護保険料基準額

- ・年額: 69,600円(月額: 5,800円)(第6期と比べ約7.9%増)
- 参考: 第6期 年額64,500円(月額: 5,375円)

保険料率(年額)等の改定

- ・現行の11段階を踏襲
- ・第6段階の要件を国の基準に準じて125万円以下から120万円未満に変更
- ・第1段階から第5段階までの「合計所得金額」を「年金以外の合計所得金額」に変更
- ・「合計所得金額」を、地方税法上の「合計所得金額」から土地・建物等の譲渡所得に係る特別控除額を差し引いた額に変更

低所得者に対する保険料軽減(第6期から継続実施)

- ・第1段階の負担割合を0.50から0.45に軽減(保険料月額3,500円の軽減)

介護保険条例の一部改正について

第7期の保険料率等を改正

減免規定の改正

- ・刑事施設に収容されている者に対する介護保険料の減免について規定

罰則規定の改正

- ・地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の施行により、第2号被保険者の配偶者等へ所得等の調査権が及ぶようになったことに伴い、調査に従わなかった者への罰則規定も対象範囲を拡大

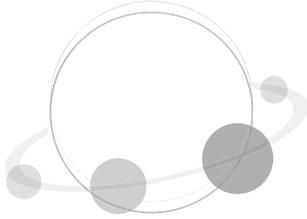
(2) 事業スケジュール

平成30年 1月 庁議

2月 3月定例会議に介護保険条例の改正を上程

3月 第7期計画の策定

5月 保険料額の改定等についての市民周知(広報さがみはら5月1日号掲載予定)



現在作成中の第7期高齢者保健
福祉計画に追加記載する内容

第6章 介護保険事業量 及び介護保険料

1 介護保険サービスの提供量の見込み

介護保険サービスの提供量については、要支援・要介護認定者数の伸び、介護保険サービス種類別の提供実績、介護サービス基盤の整備見込み等を基に推計しています。

(1) 介護サービスの提供量

介護サービスの提供量（年間）については、次のように見込みます。

種 類	単 位	推 計		
		平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
居宅サービス				
訪問介護	回 / 年	1,160,589 回	1,251,729 回	1,348,852 回
訪問入浴介護	回 / 年	28,616 回	30,249 回	31,788 回
訪問看護	回 / 年	276,532 回	330,903 回	393,671 回
訪問リハビリテーション	回 / 年	40,097 回	43,400 回	47,010 回
居宅療養管理指導	人 / 年	56,592 人	62,940 人	69,468 人
通所介護	回 / 年	561,544 回	604,420 回	647,631 回
通所リハビリテーション	回 / 年	115,818 回	119,525 回	123,274 回
短期入所生活介護	日 / 年	201,899 日	225,858 日	252,080 日
短期入所療養介護	日 / 年	8,919 日	10,466 日	11,986 日
特定施設入居者生活介護	人 / 年	14,580 人	15,900 人	17,268 人
福祉用具貸与	人 / 年	100,140 人	106,368 人	112,824 人
特定福祉用具販売	人 / 年	1,944 人	2,040 人	2,124 人
地域密着型サービス				
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	人 / 年	132 人	384 人	576 人
夜間対応型訪問介護	人 / 年	540 人	552 人	588 人
地域密着型通所介護	回 / 年	358,749 回	385,504 回	413,506 回
認知症対応型通所介護	回 / 年	24,718 回	26,912 回	29,181 回
小規模多機能型居宅介護	人 / 年	4,644 人	5,172 人	5,472 人
認知症対応型共同生活介護 (グループホーム)	人 / 年	13,452 人	14,232 人	15,000 人
地域密着型特定施設入居者生活介護	人 / 年	0 人	0 人	0 人
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	人 / 年	408 人	732 人	1,044 人
看護小規模多機能型居宅介護	人 / 年	180 人	348 人	348 人
住宅改修	人 / 年	1,656 人	1,788 人	2,016 人
居宅介護支援	人 / 年	148,128 人	154,524 人	161,232 人
施設サービス				
介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)	人 / 年	34,896 人	35,688 人	36,456 人
介護老人保健施設	人 / 年	13,260 人	13,356 人	13,452 人
介護療養型医療施設・介護医療院	人 / 年	3,936 人	3,936 人	3,936 人

平成 30 年度より、介護療養型医療施設は介護医療院に順次移行予定。

(2) 介護予防サービスの提供量

介護予防サービスの提供量（年間）については、次のように見込みます。

種 類	単 位	推 計		
		平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
介護予防サービス				
介護予防訪問入浴介護	回 / 年	260 回	308 回	308 回
介護予防訪問看護	回 / 年	33,602 回	41,234 回	49,536 回
介護予防訪問リハビリテーション	回 / 年	5,722 回	6,125 回	6,504 回
介護予防居宅療養管理指導	人 / 年	3,792 人	4,260 人	4,776 人
介護予防通所リハビリテーション	人 / 年	3,912 人	4,224 人	4,524 人
介護予防短期入所生活介護	日 / 年	2,415 日	2,559 日	2,790 日
介護予防短期入所療養介護	日 / 年	299 日	401 日	510 日
介護予防特定施設入居者生活介護	人 / 年	2,532 人	2,724 人	2,904 人
介護予防福祉用具貸与	人 / 年	27,228 人	31,104 人	35,148 人
介護予防特定福祉用具販売	人 / 年	1,056 人	1,260 人	1,476 人
地域密着型介護予防サービス				
介護予防認知症対応型通所介護	回 / 年	0 回	0 回	0 回
介護予防小規模多機能型居宅介護	人 / 年	1,080 人	1,308 人	1,536 人
介護予防認知症対応型共同生活介護	人 / 年	24 人	24 人	36 人
介護予防住宅改修	人 / 年	996 人	1,080 人	1,284 人
介護予防支援	人 / 年	29,460 人	30,672 人	31,800 人

(3) 地域支援事業の提供量

主な地域支援事業の提供量（年間）については、次のように見込みます。

種 類	単 位	推 計		
		平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
介護予防・日常生活支援総合事業				
訪問型サービス				
介護相当・基準緩和・住民主体サービス	延べ人数	24,852 人	26,676 人	28,464 人
短期集中予防サービス	延べ人数	294 人	321 人	348 人
通所型サービス				
介護相当・基準緩和・住民主体サービス	延べ人数	41,616 人	50,268 人	60,264 人
短期集中予防サービス	延べ人数	5,784 人	5,784 人	5,784 人
その他生活支援サービス				
ひとり暮らし高齢者等給食サービス事業 <small>*実利用者数、延べ利用回数は総合事業対象者のみ</small>	延べ利用回数	70,610 回	72,270 回	73,890 回
介護予防ケアマネジメント	延べ人数	31,908 人	33,228 人	34,488 人
一般介護予防事業				
ひとり暮らし高齢者等戸別訪問事業	訪問戸数	15,000 戸	14,000 戸	17,000 戸
地域介護予防事業	延べ人数	13,340 人	13,340 人	13,340 人
元気高齢者筋力向上トレーニング事業	延べ人数	3,624 人	3,624 人	3,624 人
元気倶楽部	延べ人数	11,086 人	11,086 人	11,086 人
生き生きシニアのための 地域活動補助金事業	延べ人数	15,131 人	18,995 人	20,925 人
介護予防サポーター事業	サポーター数	268 人	358 人	448 人
介護支援ボランティア事業	登録者数	1,643 人	1,884 人	2,148 人
相模原版いきいき百歳体操	団体数	162 団体	202 団体	242 団体
	実人数	2,754 人	3,434 人	4,114 人
包括的支援事業				
地域包括支援センター運営事業	箇所数	29 箇所	29 箇所	29 箇所
	配置職員数	186 人	188 人	188 人
在宅医療・介護連携推進事業	(仮称)在宅医療・介護連携支援センターの設置			
生活支援体制整備事業	生活支援コーディネーターによる生活支援の充実 (配置数：第1層：7人、第2層：29人)			
認知症初期集中支援推進事業	認知症初期集中支援チームによる集中的な初期支援の実施			
認知症地域支援・ケア向上事業	認知症地域支援推進員等による関係機関との連携や研修会、市民啓発等の実施			
地域ケア会議推進事業	会議開催回数	183 回	183 回	183 回
任意事業				
認知症高齢者・障害者等 徘徊検索サービス事業	登録者数	50 人	55 人	60 人
認知症高齢者・障害者等徘徊 SOS ネットワークシステム運営事業	登録者数	330 人	340 人	350 人
成年後見制度利用支援事業	市長申立件数	40 件	42 件	44 件
市民後見人養成・支援事業	候補者登録人数	30 人	40 人	50 人
住宅改修相談事業	相談件数	60 件	65 件	70 件
介護相談員派遣事業	派遣回数	912 回	960 回	984 回

2 介護保険給付費等の見込み

第7期計画期間の介護保険サービスの保険給付費については、サービスの提供量に平成30年4月の介護報酬改定などを踏まえて算出しています。

また、地域支援事業費については、介護予防・日常生活支援総合事業、地域包括支援センター運営事業、在宅医療・介護連携推進事業、認知症施策の推進などの提供量を踏まえ算出しています。

(1) 保険給付費

(単位:千円)

区 分	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成30～32年度 合計
保険給付費 合計	46,533,449	50,236,873	53,911,886	150,682,208
居宅(介護予防)サービス費	21,610,764	23,691,774	25,938,244	71,240,782
地域密着型(介護予防) サービス費	7,753,301	8,586,273	9,338,855	25,678,429
施設サービス費	14,318,234	14,764,149	15,210,302	44,292,685
高額介護(予防)サービス費等	2,851,150	3,194,677	3,424,485	9,470,312

高額医療合算介護(予防)サービス費、特定入所者介護(予防)サービス費及び審査支払手数料を含みます。

(2) 地域支援事業費

(単位:千円)

区 分	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成30～32年度 合計
地域支援事業費 合計	2,880,370	3,061,029	3,216,577	9,157,976
介護予防・日常生活支援総合事業	1,816,976	1,955,141	2,091,745	5,863,862
包括的支援事業、任意事業	1,063,394	1,105,888	1,124,832	3,294,114

3 第1号被保険者の介護保険料

(1) 第1号被保険者の介護保険料の算出

ア 第1号被保険者の負担割合

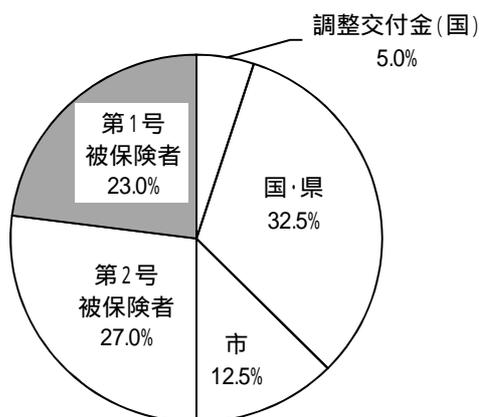
介護保険の財源は、第1号被保険者の保険料のほか、第2号被保険者の保険料、国・県・市の負担金、国の調整交付金によって構成されます。

第1号被保険者の負担割合は、全国標準で23%ですが、国の調整交付金の割合によって変動します。本市の第7期計画期間中の調整交付金の割合は、次のように見込みました。

年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
交付割合	1.91%	2.40%	2.68%

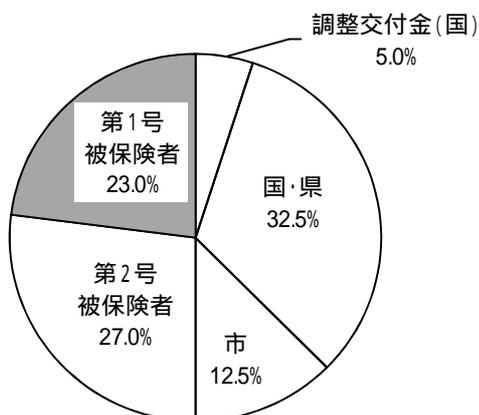
調整交付金の交付割合は、後期高齢者の割合や所得段階別被保険者数の割合などを元に計算されます。

【保険給付費の財源構成（全国標準）】

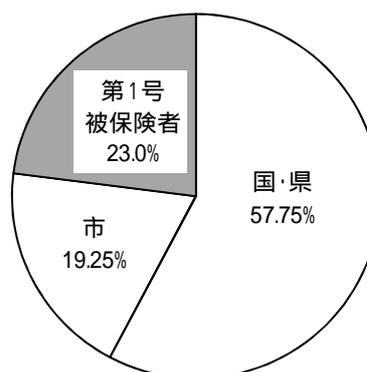


【地域支援事業費の財源構成（全国標準）】

介護予防・日常生活支援総合事業



包括的支援事業・任意事業

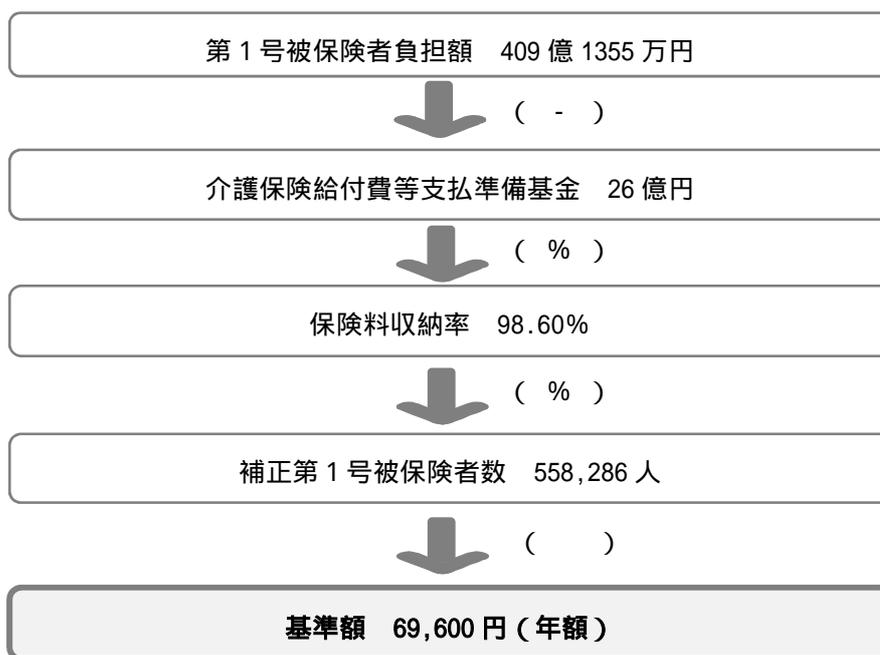


イ 第1号被保険者保険料基準額

保険給付費等見込額から財源負担割合により算出された第1号被保険者負担額を補正第1号被保険者数(1)で除して、保険料基準額を算出します。

第7期計画期間における保険料基準額は、介護保険給付費等支払準備基金(2)の取崩しを考慮して設定します。

【第7期計画期間の保険料基準額の算出】



【 1 補正第1号被保険者数】

各所得段階の被保険者見込み数を基準となる段階に置き換えた、計画期間における延べ第1号被保険者見込み数です。

<算出方法(例)>

第1段階 100人×0.50(負担割合) = 50人

}

第5段階 100人×1.00(負担割合) = 100人

}

第11段階 100人×2.30(負担割合) = 230人

第1段階～第11段階の合計 = XXX人

【 2 介護保険給付費等支払準備基金】

保険給付費等に要する費用に不足が生じたときの財源を確保するために設置している基金です。この基金は、第1号被保険者保険料の剰余金を積み立てているものです。

(2) 第 1 号被保険者の所得段階別保険料

第 1 号被保険者の所得段階別保険料は、保険料基準額に負担能力に応じた段階ごとの負担割合を乗じて算出します。

第 7 期計画期間			
段階	区分	負担割合	年額
第 1 段階	・生活保護受給者等	基準額 × 0.50	34,800 円
	・老齢福祉年金受給者で世帯全員が市民税非課税の者 ・世帯全員が市民税非課税で、本人の公的年金等の収入金額 及び年金以外の合計所得金額の合計が 80 万円以下である者	× 0.45	31,300 円
第 2 段階	世帯全員が市民税非課税で、本人の公的年金等の収入金額及 び年金以外の合計所得金額の合計が 80 万円を超え 120 万円以 下である者	基準額 × 0.60	41,800 円
第 3 段階	世帯全員が市民税非課税で、本人の公的年金等の収入金額及 び年金以外の合計所得金額の合計が 120 万円を超える者	基準額 × 0.70	48,700 円
第 4 段階	市民税課税者がいる世帯に属する市民税非課税者で、公的年 金等の収入金額及び年金以外の合計所得金額の合計が 80 万円 以下である者	基準額 × 0.80	55,700 円
第 5 段階	市民税課税者がいる世帯に属する市民税非課税者で、公的年 金等の収入金額及び年金以外の合計所得金額の合計が 80 万円 を超える者	基準額 × 1.00	69,600 円
第 6 段階	市民税課税者で、 合計所得金額が 120 万円未満である者	基準額 × 1.10	76,600 円
第 7 段階	市民税課税者で、 合計所得金額が 120 万円以上 200 万円未満である者	基準額 × 1.25	87,000 円
第 8 段階	市民税課税者で、 合計所得金額が 200 万円以上 300 万円未満である者	基準額 × 1.50	104,400 円
第 9 段階	市民税課税者で、 合計所得金額が 300 万円以上 500 万円未満である者	基準額 × 1.70	118,300 円
第 10 段階	市民税課税者で、 合計所得金額が 500 万円以上 1,000 万円未満である者	基準額 × 2.00	139,200 円
第 11 段階	市民税課税者で、 合計所得金額が 1,000 万円以上である者	基準額 × 2.30	160,100 円

第 1 段階については、公費による保険料軽減を行います。

この表で示す合計所得金額は、地方税法上の合計所得金額から、土地・建物等の長期・短期譲渡所得に係る特別控除額を差し引いた額です。

4 介護給付適正化に向けた具体的な取組

介護給付の適正化とは、介護給付を必要とする受給者を適切に認定し、受給者が真に必要な過不足のないサービスを、事業者が適切に提供するように促すことにより、介護保険制度への信頼を高め、持続可能な介護保険制度の構築に資することを目的としています。

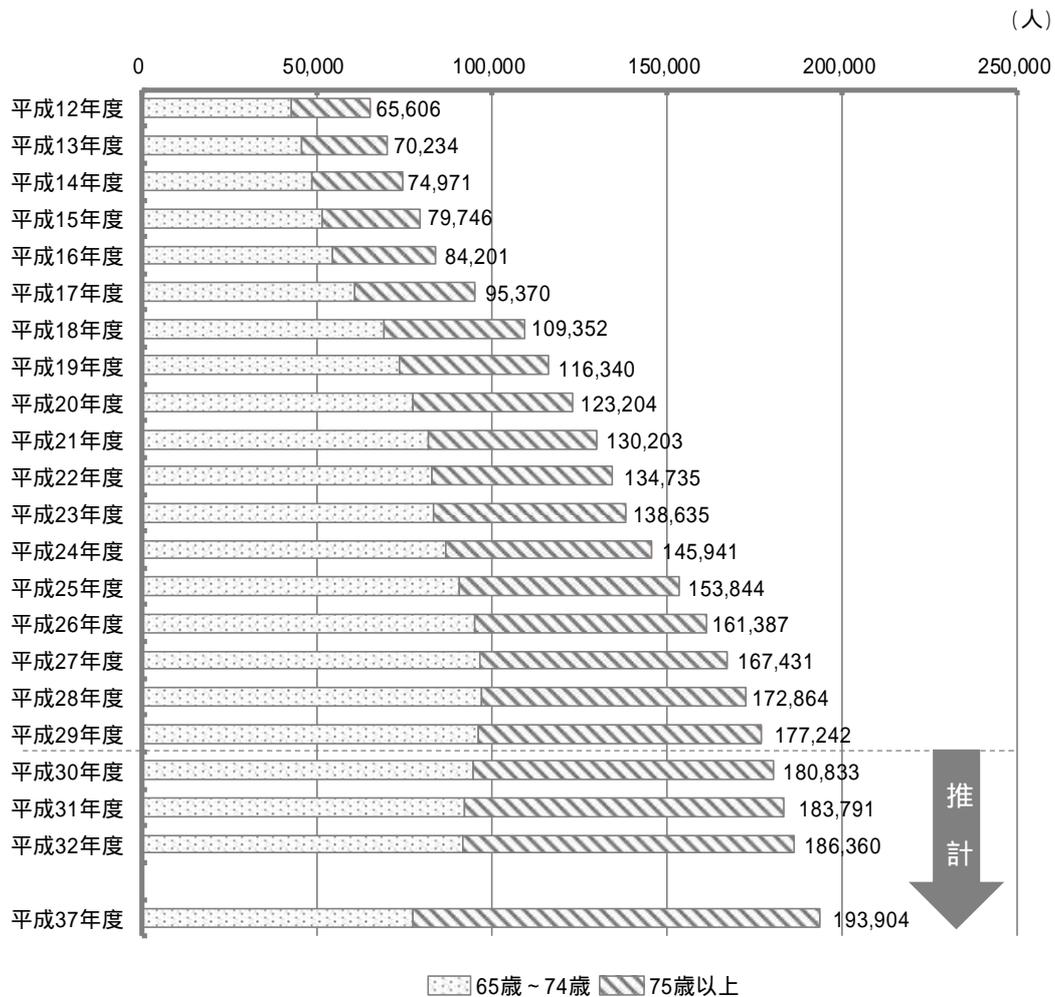
本市では、介護給付適正化に向けた取組を次のように定め、計画的に推進してまいります。

事業名	事業の概要	事業内容（目標）		
		平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
要介護認定の適正化	要介護認定に係る調査票の内容について点検することにより、適切かつ公平な要介護認定の確保を図ります。	調査票の点検の全件実施 調査員研修の実施 審査会委員への事例検討事業の実施 各種データの分析・検証	同左	同左
ケアプランの点検	介護支援専門員が作成したケアプラン（居宅介護サービス計画）について点検・支援することにより、受給者が真に必要なサービスの確保を図ります。	ケアプラン点検の実施（実施率 5% 対居宅介護支援事業所数） 点検結果のフィードバックの実施	ケアプラン点検の実施（実施率 15% 対居宅介護支援事業所数） 点検結果のフィードバックの実施	ケアプラン点検の実施（実施率 25% 対居宅介護支援事業所数） 点検結果のフィードバックの実施
住宅改修の点検	申請内容の点検や受給者宅の調査により、不適切又は不要な住宅改修を防止します。また、適正な住宅改修の実施のため、施工業者や介護支援専門員等を対象とした研修会を実施します。	建築士等有資格者による申請内容の点検の実施 建築士等有資格者による調査の検討 住宅改修研修会の実施	建築士等有資格者による申請内容の点検の実施 建築士等有資格者による調査の検討・実施 住宅改修研修会の実施	建築士等有資格者による申請内容の点検の実施 建築士等有資格者による調査の実施 住宅改修研修会の実施
福祉用具購入・貸与調査	福祉用具の必要性や利用状況について点検することにより、不適切又は不要な購入・貸与を防止し、受給者の身体の状態に応じた福祉用具の適正利用を促進します。	福祉用具購入・貸与点検の実施方法の検討	同左	福祉用具購入・貸与点検の実施
縦覧点検・医療情報との突合	縦覧点検により請求内容の誤り等の早期発見を図るとともに、医療情報との突合により医療と介護の重複請求を防止します。	縦覧点検の実施（月 1 回） 医療情報との突合の実施（月 1 回）	同左	同左
介護給付費通知	受給者に対して事業者からの給付状況等について通知することにより、適切なサービスの利用と提供の啓発を図るとともに、不正な請求を防止します。	給付費通知の発送（年 2 回）	同左	同左
給付実績の活用	国民健康保険団体連合会の給付実績を活用して、適正なサービス提供と介護費用の効率化、事業者の指導育成を図ります。	介護給付適正化システムの活用方法の検討	同左	介護給付適正化システムを活用した適正化事業の実施

5 平成37年(2025年)に向けた推計について

介護保険制度は、平成12年度から始まりました。第1号被保険者数などについて、平成12年度からこれまでの実績及び第7期計画期間における数値とともに、平成37年(2025年)に向けた推計を示します。

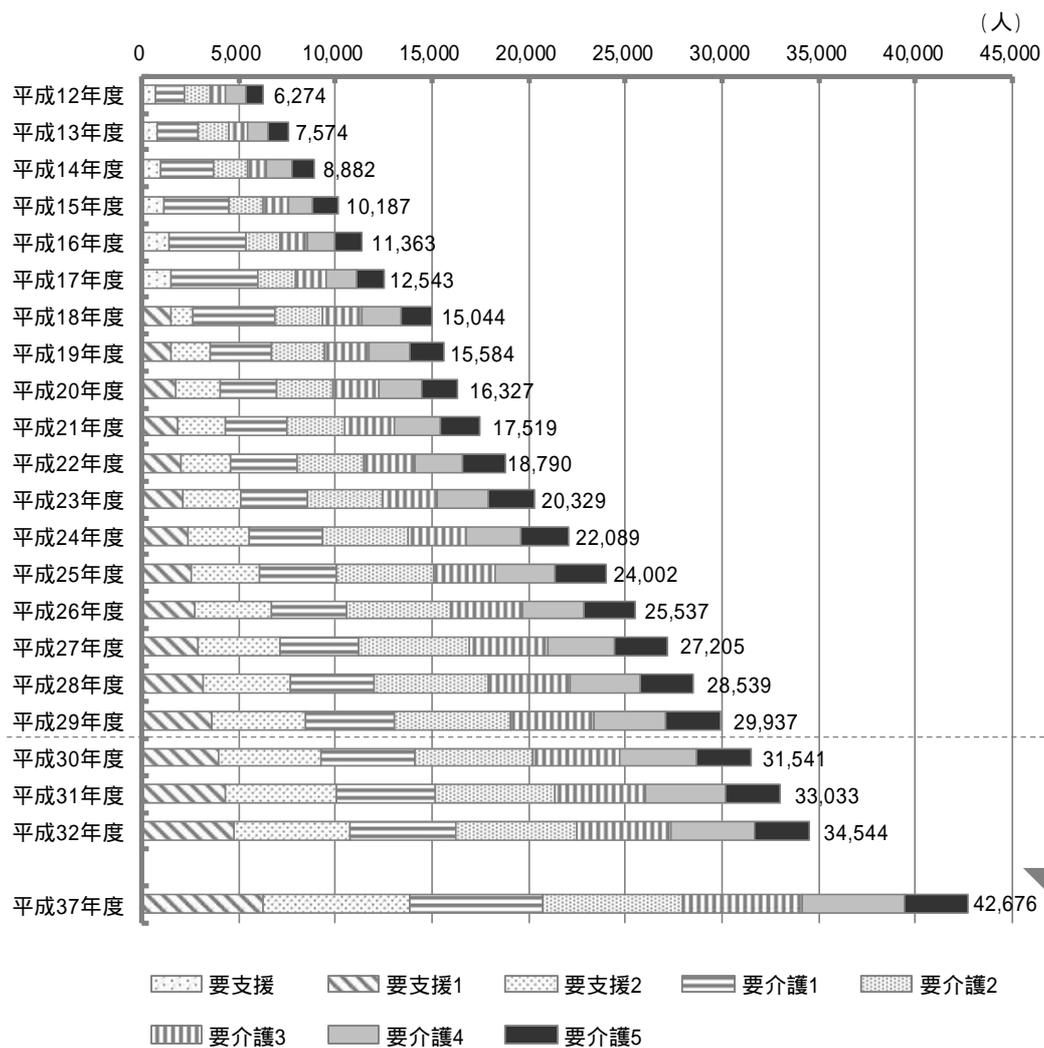
(1) 第1号被保険者数



各年度9月末現在。

資料：平成29年度までは「介護保険事業状況報告」
平成30年度からは介護保険課作成資料

(2) 要支援・要介護認定者数



各年度9月末現在。

平成12年度から17年度までの「要支援」区分は、平成18年度以降、「要支援1」、「要支援2」区分に変更。

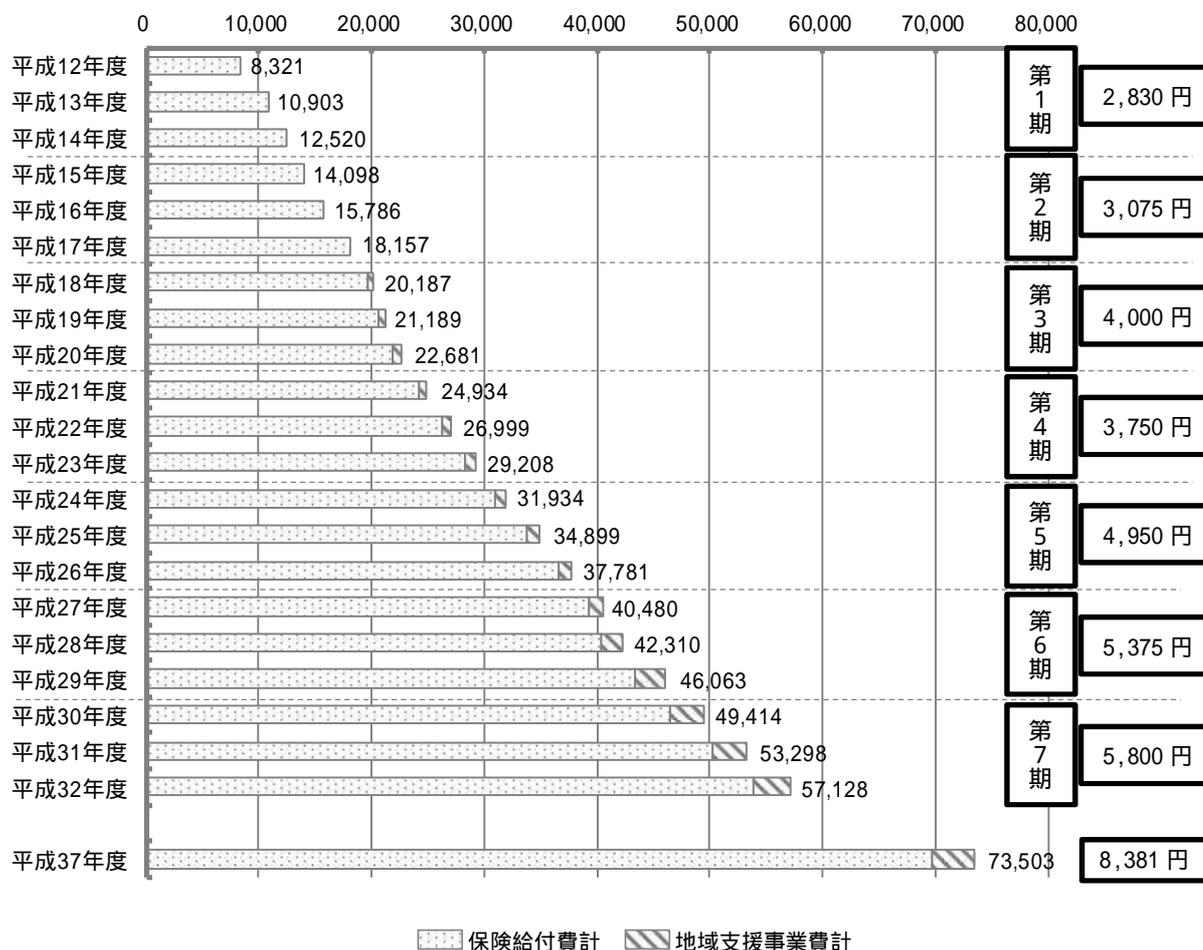
出典：平成29年度までは「介護保険事業状況報告」

平成30年度からは介護保険課作成資料

(3) 介護保険給付費等と保険料基準額(月額)

(単位:百万円)

保険料基準額(月額)



地域支援事業は平成18年度から

平成37年度については、平成30年度介護保険制度改正を反映し、平成32年度からの自然体推計です。

出典：平成28年度までは「介護保険事業状況報告」

平成29年度は当初予算

平成30年度からは介護保険課作成資料

第9回 政策会議 議事録

平成30年1月30日

1 コミュニティ・スクールモデル校の導入について

(説明者：学校教育部長)

(1) 主な意見等

学校運営協議会(以下「協議会」という。)の運営に当たっては、教職員の負担軽減についても配慮されたい。

協議会の議論において、地域の目標やビジョンに、趣味の要素や地域で元気に過ごす子ども達がいることの大切さなど、勉強だけにとらわれない要素が表われてくると、広がりのある取組になると考える。

協議会の制度を活用した取組として、例えば、児童生徒のキャリア形成に向け、国際的に活躍されている方や、芸術・スポーツ分野で活躍されている方との対話を通して、子ども達が夢を描く機会を設ける等の取組が考えられる。

モデル校選定に当たり、さがみはら市民活動サポートセンターに登録されているNPO法人等の情報も取り入れながら検討してはどうか。

意見を踏まえ、モデル校選定を行う。

学校施設の有効活用等、地域における要望も踏まえ、地域と学校が一体となった学校づくりに向けて、良好な関係を築いていけるよう、取り組んでもらいたい。

(2) 結果

原案のとおり承認する。

(3) 特記事項

なし

2 マイナンバーカード活用事業の実施について

(説明者：企画部長、市民局次長)

(1) 主な意見等

地域活動の担い手において、年間で何ポイント得られる想定なのか。

想定している対象事業にリーダーとして活動すると、最高で年間12,500ポイント程度得る試算となる。

地域で活動している団体に自治会役員が参加していることを踏まえ、ポイント付与対象事業の考え方をよく整理してもらいたい。

承知した。

将来的に、ポイント付与の対象を参加者に広げていくに当たり、参加者間で不公平感やトラブルが生じないように、留意してもらいたい。

承知した。

健幸ポイント事業ではポイントの寄附を受ける仕組みもあることを踏まえ、本制度でもポイント利用先の一つとして寄附を加えることはできないか。

本事業の普及に当たり、ポイント利用者にとって魅力ある出口メニューを充実させることが重要になると考える。色々な発想から裾野を広げることができるよう、検討してもらいたい。

承知した。

(2) 結果

原案のとおり承認する。

(3) 特記事項

なし

3 第7期高齢者保健福祉計画（介護保険事業計画部分）に係る介護保険料の改定等について

（説明者：保険高齢部長）

(1) 主な意見等

介護保険の財源における国の調整交付金について、全国標準が5%であることに對して、第7期計画期間中の本市見込割合が1～2%台である理由は何か。

調整交付金は後期高齢者の割合や所得段階別被保険者数の割合などをもとに計算されているためである。

(2) 結果

原案のとおり承認する。

(3) 特記事項

なし

以上